⑴　地域区分に応じた外皮平均熱貫流率の基準

イからハまでに定める方法により算出される外皮平均熱貫流率が、別表第４に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第４に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値（単位　１平方メートル１度につきワット）	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

イ　外皮平均熱貫流率U_A（単位　１平方メートル１度につきワット）は、次の式により算出するものとする。

$$U_A=\left(\sum_{i}^{n}A_iU_{Hi}+\sum_{j}^{m}L_{Fj}U_{FHj}\right)／A$$

この式において、A_i、U_{Hi}、n、L_{Fj}、U_{FHj}、m及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i　：外皮等のうち、土に接する基礎の部位等（以下「基礎等」という。）を除く第ｉ部位の面積（単位　平方メートル）

U_{Hi}　：第ｉ部位の熱貫流率（単位　１平方メートル１度につきワット）

n　：基礎等を除く外皮等の部位数

L_{Fj}　：第ｊ基礎等の外周の長さ（単位　メートル）

U_{FHj}　：第ｊ基礎等の外周の熱貫流率（単位　１メートル１度につきワット）

m　：基礎等の数

A　：外皮等面積の合計（単位　平方メートル）

ロ　U_{Hi}は、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。）により貫流する熱量、隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した数値とする。

ハ　U_{FHj}は、当該基礎等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類、厚さ等及び隣接空間との温度差による貫流熱量の低減を勘案して算出した数値とする。

⑵　地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準

イにより算出される冷房期の平均日射熱取得率が、別表第４に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第４に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

イ　冷房期の平均日射熱取得率η_Aは、次の式により算出するものとする。

$$\eta_A=\left(\sum_{i}^{n}\sum_{j}^{m}A_{ij}\eta_{ij}v_j／A\right)\times100$$

この式において、A_{ij}、η_{ij}、v_j、m、n及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{ij}　：第ｊ方位における外皮等の第ｉ部位の面積（単位　平方メートル）

η_{ij}　：第ｊ方位における外皮等の第ｉ部位の日射熱取得率

v_j　：第ｊ方位及び別表第４に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（以下「方位係数」という。）

m　：方位の数

n　：外皮等の数

A　：外皮等面積の合計（単位　平方メートル）

第ｊ方位	別表第４に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
東北	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
西南	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

１－４　気密性の確保

室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

１－５　防露性能の確保

次の⑴及び⑵に留意し、単位住戸の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

⑴　表面結露の防止

１－３の⑴のイに定める外皮平均熱貫流率の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を設けないこと。

⑵　内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入及び排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。